

中央環境審議会地球環境部会
国内制度小委員会
中間取りまとめ(概要)

1. 現行施策の評価と課題

(1) 地球温暖化対策推進大綱に基づく取組

京都議定書の採択を受けて、1998年6月に、地球温暖化対策推進本部（本部長：内閣総理大臣）において、「地球温暖化対策推進大綱」（以下「大綱」という。）を決定。

大綱では、特に対策が採られなかったとした場合の2010年度の温室効果ガスの排出量（BaU：Business as Usual）を見通した上で（基準年比で23.9%の増加と予測）、京都議定書目標を達成するための当面の方針と、産業部門、民生部門、運輸部門といった各部門別のBaUからの削減見積量と、当該削減見積量を達成するための2010年までに緊急に推進すべき対策を示している。

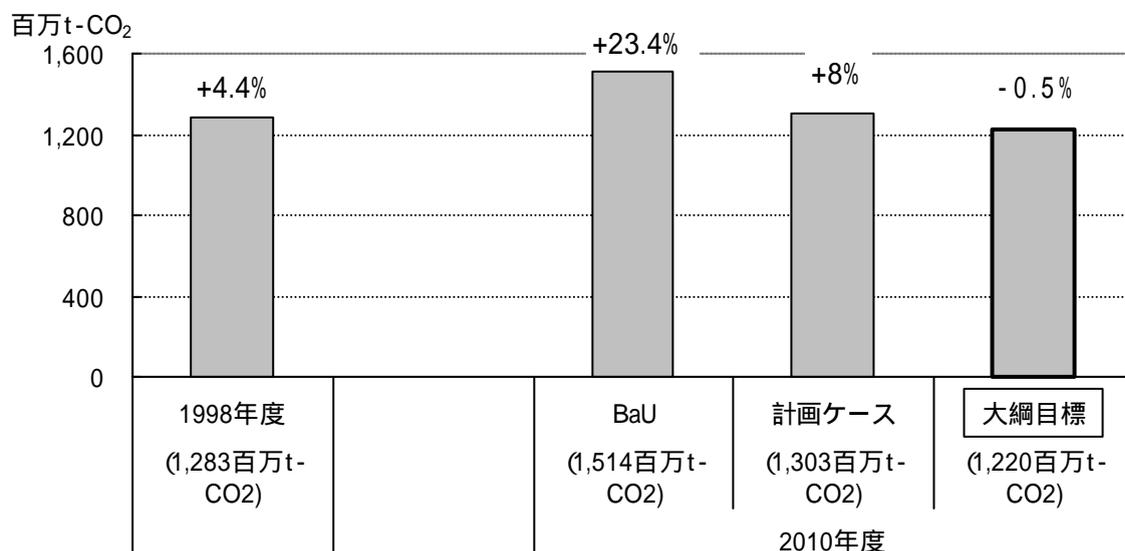
具体的には、温室効果ガスの排出量を基準年比で0.5%の水準にまで削減し、国内の森林等の温室効果ガスの吸収分としてカウントできる量は国際交渉の結果によるがその純吸収量を3.7%と推計し、残りは京都メカニズムを活用して、日本の6%削減目標を達成することを大綱は想定。

(2) 大綱に基づく施策の進捗状況と評価

現行の対策のうち確実性の高いものを実施した場合でも、2010年度の温室効果ガスの排出量は基準年比で8%の排出増との見通し。

京都議定書の目標の達成が困難。さらなる追加的な対策が必要。

温室効果ガス（CO₂、メタン、一酸化二窒素、HFC等3ガス）全体の排出量見通し



具体的には、以下のような状況が見られる

ア エネルギー起源のCO₂の排出削減策

エネルギー転換部門：電力の排出原単位の低減が課題だが、石炭から天然ガス等への燃料転換や新エネルギーの導入等が進んでおらず、現行制度のみでは飛躍的な拡大は困難。

産業部門：経団連自主行動計画が実施されているが、その実績は電力の排出原単位の改善によるところが大きく、自主努力による削減は相対的に小さいと見られる。また、原資料まで遡った第三者による客観的な検証がなされていない。透明性、信頼性、実効性に課題あり。

民生部門：新製品のエネルギー消費効率の向上が見られるものの、家電製品の保有率の上昇、業務部門のOA機器の普及拡大等により、エネルギー消費の総量は増大。

運輸部門：自動車の燃費効率の向上が見られるものの、交通渋滞、商業施設の都市郊外移転、貨物輸送における自動車の割合の増加等により、自動車走行時間は増大。

イ 非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素の排出削減策

計画ケースでは目標を達成する見込み。これらは排出源が特定されているものが多く、さらに排出削減を進める余地あり。

ウ HFC等3ガスの排出削減策

大綱の目標は既に達成しているが、これらは元々自然界に存在しない人工化学物質であることから、地球温暖化をもたらさない物質へ代替させていくことが必要。これらは排出源が限定されており、他の温室効果ガスに比べて対策を一層強化していくことが適当。実際に、家電リサイクル法やフロン回収破壊法に基づく規制の枠組みがとられ始めている。

(3) 京都議定書の目標達成のための課題

技術的な観点から見た排出削減ポテンシャルを算出

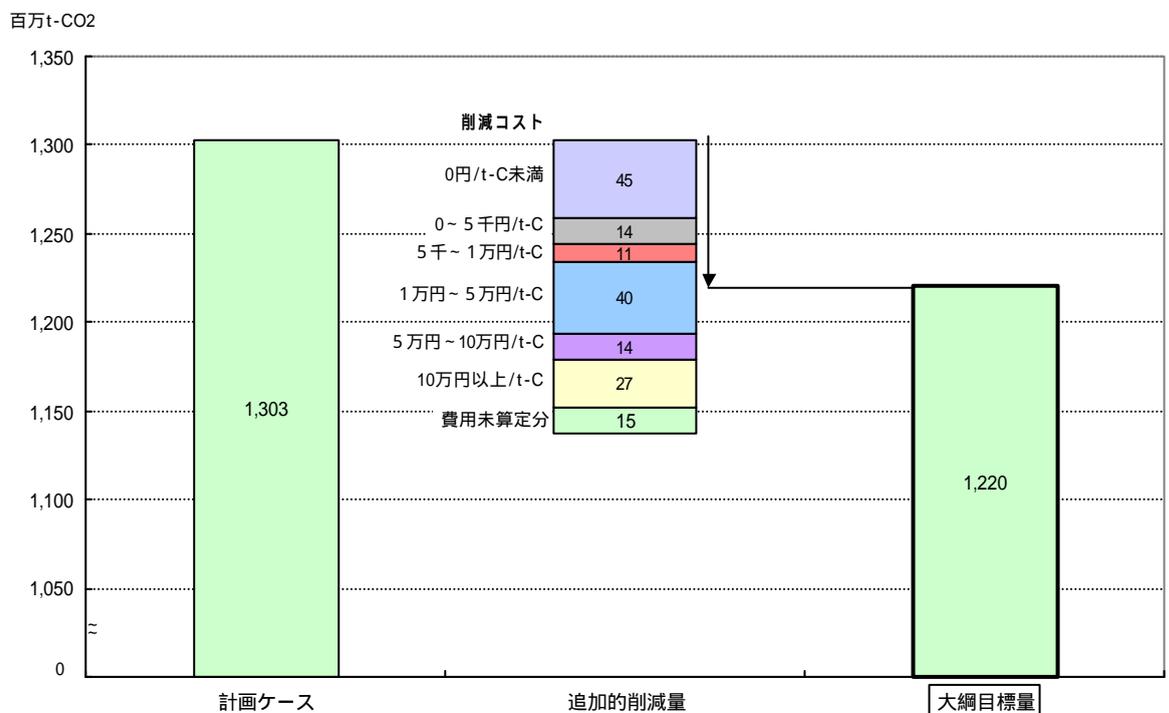
……全体で見ると、温室効果ガスの排出量を基準年比で - 4% ~ - 7% の水準（火力排出係数使用時）又は - 2% ~ - 5% の水準（全電源排出係数使用時）にまで削減できる可能性がある。

= これは、大綱において京都議定書の 6 % 削減目標を達成するために国内対策で想定されている2010年度の排出量3億3,700万 t-C（基準年比 -0.5%）以下。技術的な可能性の観点からは京都議定書目標の達成は十分可能。

個々の削減ポテンシャルについて、さらに追加的削減費用の観点からの経済的評価を実施。

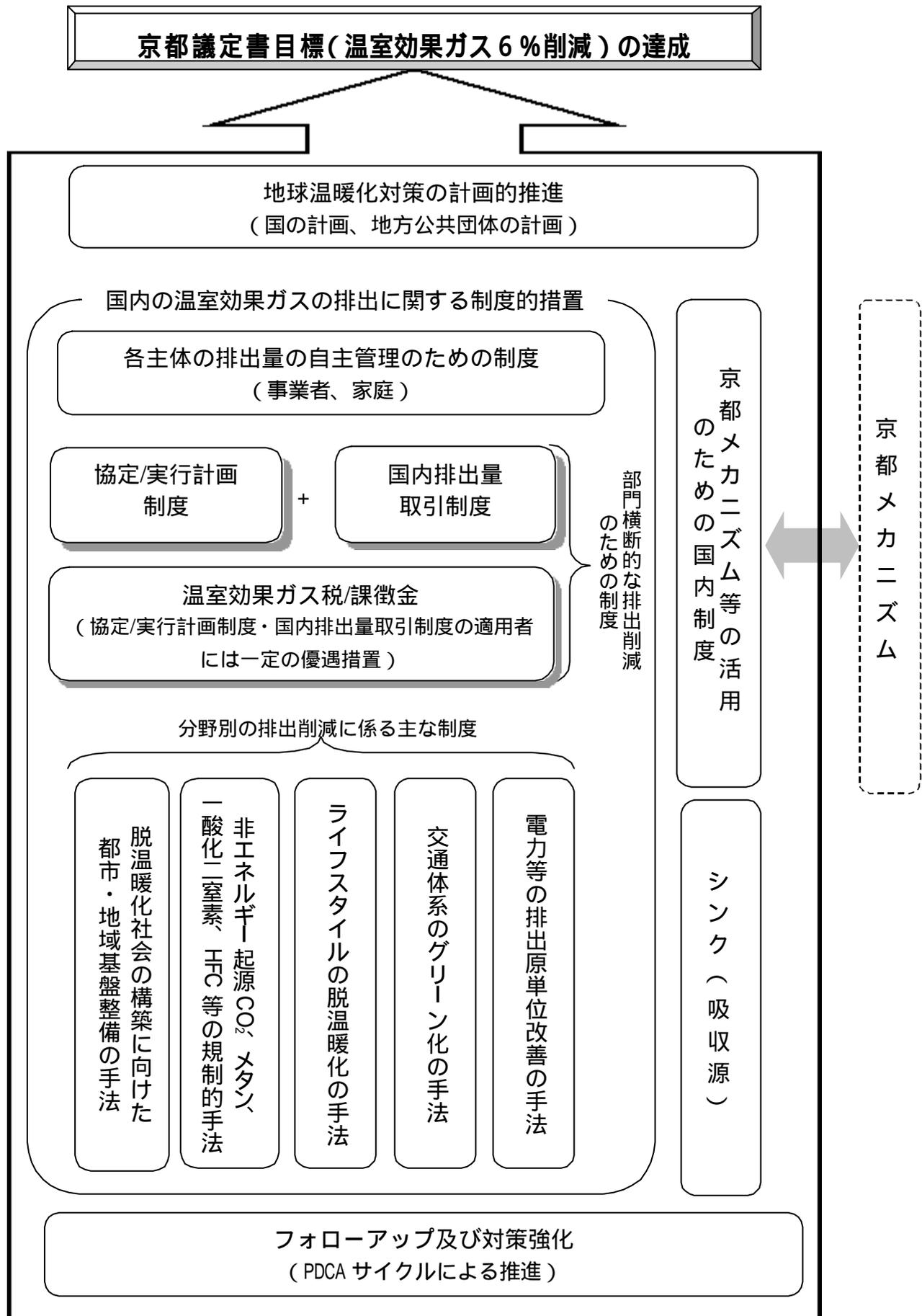
……基準年比-0.5%を達成するためには、計画ケースからさらに約8,400万 t-CO₂の削減が必要であるので、それを満たすためには、追加的削減費用5万円 / t-C乃至10万円 / t-Cまでの対策の実施が求められ、それらを実行するための制度の整備等が必要となる。

図 温室効果ガスの追加的削減量(火力平均排出係数使用)



2. 今後の地球温暖化対策の在り方について

(1) 京都議定書の目標達成のための制度の全体像



(2) 地球温暖化対策の計画的推進

国の計画

地方公共団体の計画

事業者の計画的取組

(3) 各主体の排出量の自主管理のための制度

ア 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の公表・届出制度の導入

：個々の事業者が最も効果的な対策を講じていくためには、自らの温室効果ガスの排出量を把握し公表することが前提。

イ 家庭における電気、ガス、水道の利用に伴う温室効果ガス排出量の通知制度（公共料金の請求時）及び温暖化診断

：電気等の公共料金の請求時に併せて消費者に通知する仕組みを導入し、各家庭が、自らの温室効果ガス排出量を把握できるようにする仕組みを整備。

：専門的知見を有する第三者の専門家による「温暖化対策診断」を実施。

(4) 産業、民生、運輸等の部門横断的な排出削減のための制度

（協定/実行計画制度、国内排出量取引制度及び温室効果ガス税/課徴金のポリシーミックス）

ア 協定制度又は実行計画制度

協定制度

：事業者（業界団体等を含む）が国又は地方公共団体との間で自主的取組の目標レベル及び排出削減のための措置等に関する協定を結び、当該協定に基づき、対策を推進。

実行計画制度

：排出削減のための計画について、事業者が温室効果ガスの排出抑制に係る数値目標や温室効果ガスの排出削減等のための措置に関する計画（実行計画）の作成・公表を義務づけ。

イ 国内排出量取引制度

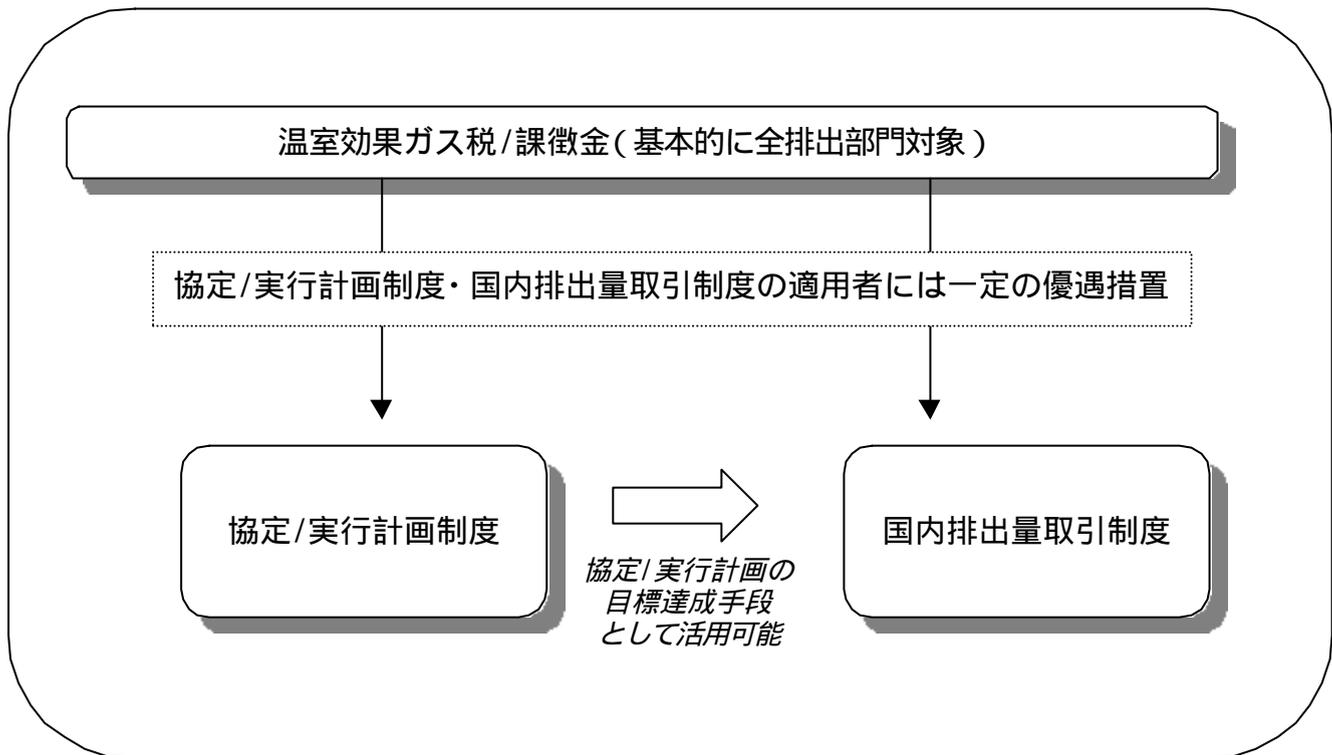
：国内排出量取引制度は、経済効率を確保しつつ排出削減の确实性を高めるための手法としては有効。前述の協定/実行計画制度の目標達成手段の一つとして位置付ける。

：協定制度不参加事業者であっても、排出量が多く特にその排出量管理を図ることが必要な事業者に対しては、国内排出量取引制度を適用。

ウ 温室効果ガス税/課徴金

- : 税/課徴金は、全排出部門を対象にすることが可能であり、また、公平性を確保できる。さらに、市場原理が機能することにより、理論的には排出削減費用が最小化される。
- : 税/課徴金制度は、協定/実行計画制度又は国内排出量取引制度との組み合わせにより、温室効果ガスの排出削減の実効を高めることも考えられる。
- : 今後は、課税対象、課税段階、税率、使途、既存税制との調整等、税/課徴金制度の具体的な仕組みを検討。

協定/実行計画制度、国内排出量取引制度、温室効果ガス税/課徴金・助成によるポリシーミックス



(5) 各分野別の排出削減に係る主な制度的措置

国内の排出削減対策の推進に当たっては、前述の部門横断的な措置に加え、各部門毎及び各温室効果ガスの種類毎の特徴に応じた対策を講じることが必要。

ア 電力等の排出原単位改善の手法

- ・ 石炭から天然ガス等への燃料転換の促進に係る環境税等の措置
- ・ バイオマス、風力、メタンガス等の新エネルギーの導入に係る義務的な制度（買取義務付け、クォータ制＋グリーン証書取引など）
- ・ 一定規模以上の業務施設に対して、分散型エネルギー設備（太陽光発電、燃料電池、マイクロ・ガスタービン等）の設置義務づけ、政府の率先実行、公共による熱導管等の整備、地域開発計画における積極的な位置付け等

イ 交通体系のグリーン化の手法

- ・ 自動車燃費のトップランナー基準の前倒し実施・強化
- ・ 自動は販売者・大規模自動車ユーザーに対する一定割合以上の低公害車の販売・導入の義務付け
- ・ 大都市圏における旅客輸送の自動車から鉄道系輸送機関へのシフト（共通運賃制度、乗り継ぎ利便向上、時差通勤・フレックス・タイムの促進など）

ウ ライフスタイルの脱温暖化の手法

- ・ 家庭用機器にかかる省エネ法のトップランナー基準の拡充・強化
- ・ 住宅・建築物の断熱化等に係る制度的手法
- ・ 民生用機器や住宅の温室効果ガス LCA（ライフサイクル・アセスメント）結果の第三者検証・情報開示
- ・ サマータイム制度の導入

エ 非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素、HFC 等の規制的手法

- ・ 各ガスごと、各排出源毎の個別規制の導入

オ 脱温暖化社会の構築に向けた都市・地域基盤整備のための手法

- ・ 都市で発生する廃熱を活用するための熱導管の整備
- ・ 新交通システムの整備
- ・ 市町村による脱温暖化に係る街づくりのための計画策定

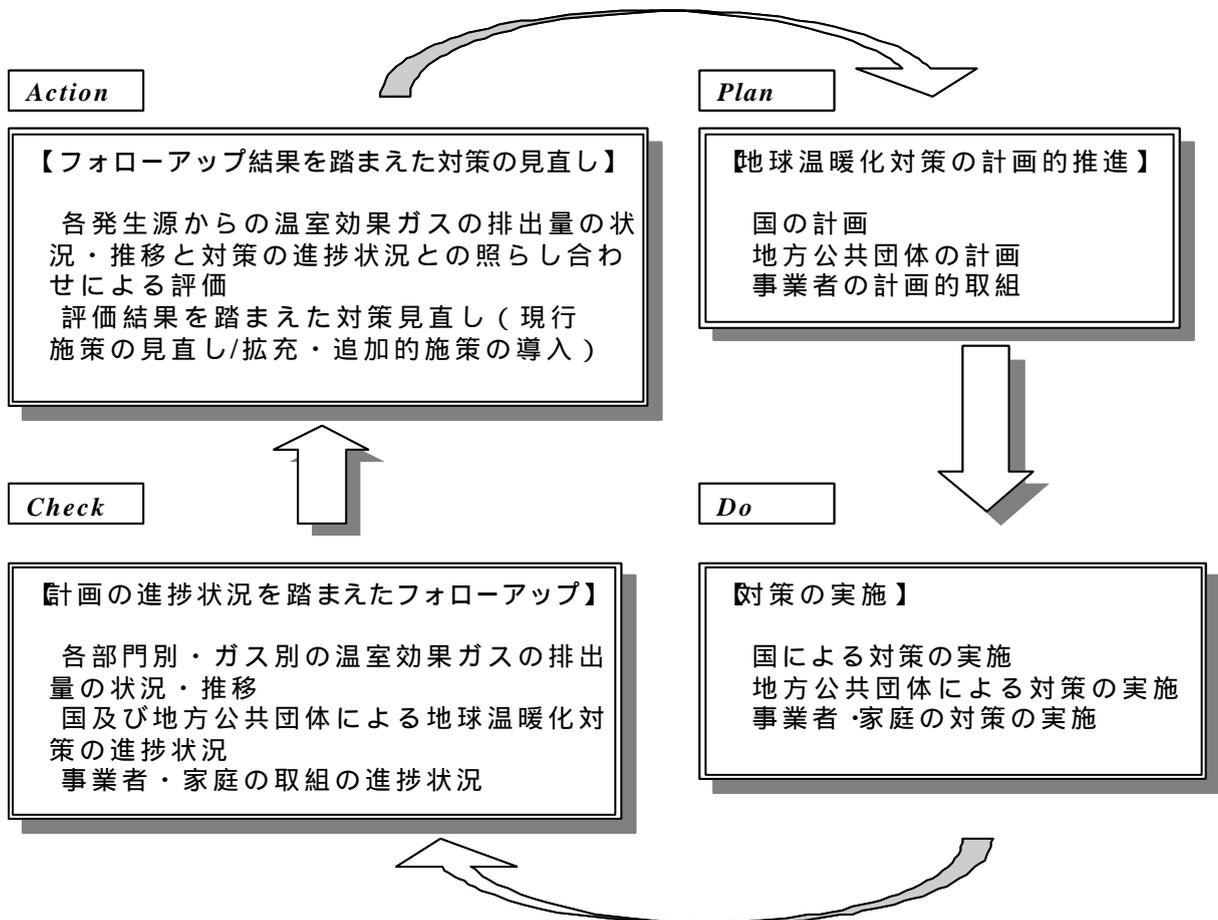
(6) シンク

吸収源の算入に当たって整備しておくべき国内制度としては、我が国における吸収量の算定のための統計・情報制度の整備・構築などが考えられる。現在、吸収源算入のための具体的なルールについて国際交渉が進められているため、その活用に係る具体的な制度設計は国際交渉の結果に基づき、引き続き検討を進めることが必要である。また、自然環境保全法、森林・林業基本法、森林法、都市緑地保全法等の関係法律に基づき、地球温暖化対策の観点からも積極的に森林等の保護・整備を図っていくことが適当である。

(7) 京都メカニズム

現在、京都メカニズムを実施するための具体的なルールについて国際交渉が進められているが、手続きが、より簡素で、費用対効果の高い制度となることが望ましい。京都メカニズムは国際制度であるため、その制度設計は国際交渉に基づき決定されていくものであるが、京都メカニズムの活用に係る具体的な国内制度の設計に当たっては、京都メカニズムの活用は国内対策に対して補足的なものとなるよう留意しなければならない。

(8) フォローアップ及び対策の見直し



3. おわりに

本中間取りまとめは、本年7月後半にCOP6再開会合が開催されることに鑑み、同会合に先立って、我が国が京都議定書の目標を達成するための方向性を示すため、これまでの審議結果を中間的に取りまとめたもの。今回明らかにされた削減ポテンシャルは、国内対策で想定されている基準年比-0.5%を上回る削減量であることから、現行制度の見直し及び追加的制度の導入により、この削減ポテンシャルを実際の削減へとつなげていくことにより京都議定書の目標を達成する一つの目安とすることが可能。

政府には、本中間取りまとめを踏まえ、我が国として京都議定書を締結できるよう、京都議定書の目標を達成するための国内制度の構築に向けて全力で取り組むことが期待されている。

4. 今後の予定

国内制度小委員会としては、今後、COP6再開会合の結果も踏まえつつ、京都議定書の目標を達成するための国内制度の在り方についてさらに審議を進めた上で報告をとりまとめることとしている。

また、広く国民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施する予定。